



天井クレーン点検中、クレーンと 点検台の端に頭部を挟まれる

業種 クレーン製造及び据付工事業

被害 死亡1名 55才 男

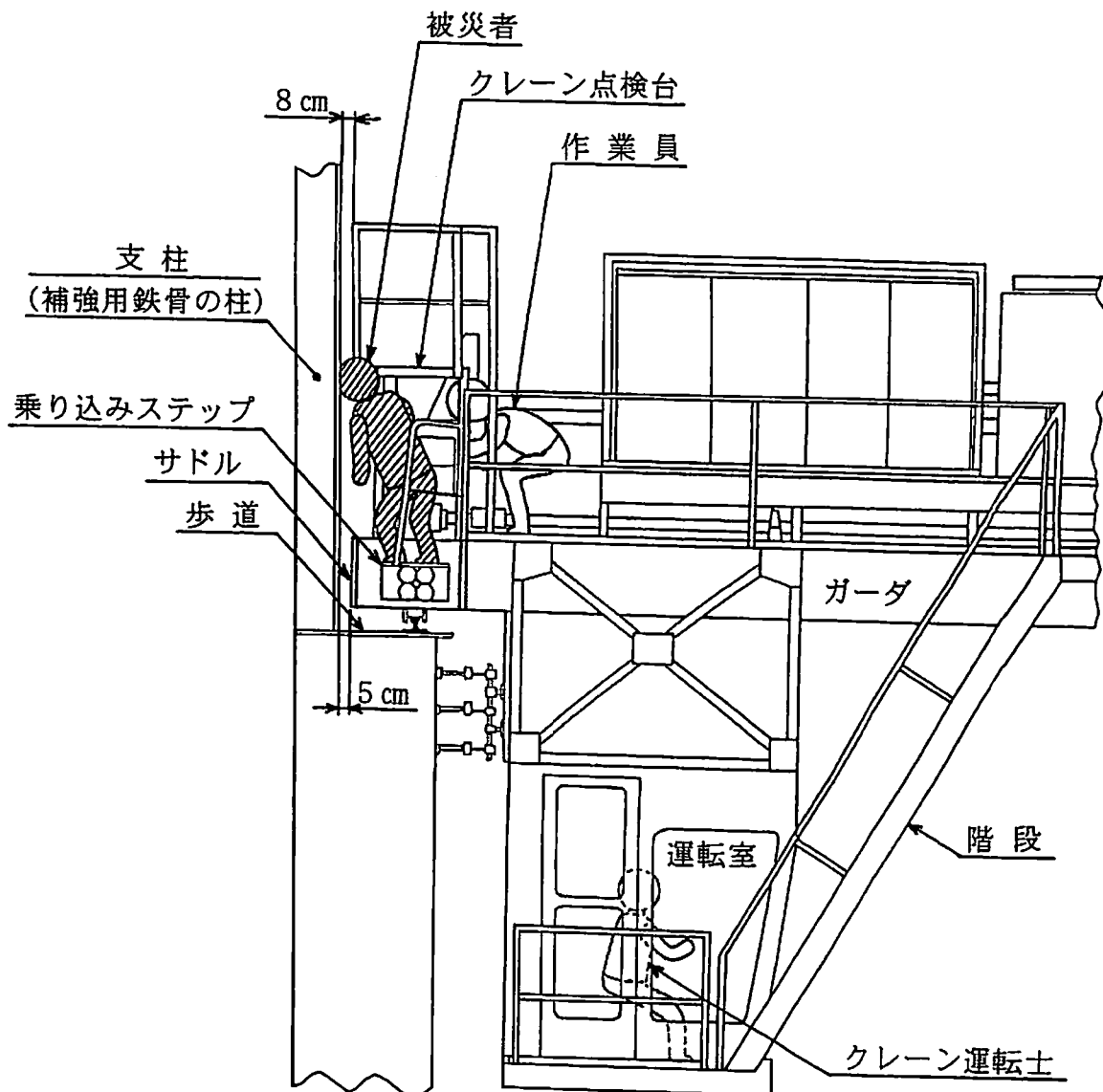
★災害発生状況

当会社は、クレーンの製造・設置及び点検修理を行っており、被災者は製造部の工長で経験、勤続年数ともに34年である。

当日は以前納入した事業場より「天井走行

クレーン（つり上げ荷重15トン）の走行車輪に異音が生じている」との連絡があり、被災者が責任者として部下の作業員2名を伴い当該クレーンの点検修理を行っていた。

災害は、被災者が異音を確認するため天井クレーンを走行させながらサドル上のステップより走行車輪とレールの状態を見ているとき、鉄骨の柱とクレーン点検台の端に頭部を



挟まれた。

★災害発生原因

当該クレーンが設置されている建屋には、ランウェイ上の走行レールに沿って幅 95 センチメートルの歩道が設けられている。建屋には 8メートル間隔で補強用鉄骨支柱があり、その支柱からクレーンのサドル部分が 5 センチメートル、点検台が 8 センチメートルの間隔である。

異音の状況確認のため部下の 1 名をガーダ上より、被災者はサドル上よりクレーンを走行させながらクレーン進行方向に背をむけ車輪と走行レールの状態を見ているとき、鉄骨支柱に接近したのに気付かず点検台の端と支柱に頭部を挟まれた。

1. 天井走行クレーンと建築物との間に歩道を設けているにもかかわらず、柱に接する部分について 40 センチメートル以上の間隔がなかったこと。
2. クレーン運転させながら点検等の作業を行う場合の作業手順等を定めていなかったこと。

★災害防止対策

1. 天井走行クレーンと建築物との間に歩道

を設けるときは、その幅は 60 センチメートル以上、柱に接する部分は 40 センチメートル以上とすること。(クレーン則第 14 条)

2. 「天井クレーン等の点検の作業」には天井クレーン等の運転を禁止する(クレーン則第 30 条の 2) こととなっているが、ただし書きで一定の条件を満足させることによりクレーンを運転しながら点検作業を行うことを認めている。

以上のことから、

- ① 天井走行クレーンと建築物の柱との間の歩道の幅を 40 センチメートル以上とすること。
- ② 天井クレーンを走行させながら点検作業等行う場合は、
 - イ 天井クレーン等の点検等の作業を指揮する者を定め、その者に作業の指揮を行わせること。
 - ロ 天井クレーン等の点検等の作業に従事する労働者と天井クレーン等の運転者間の連絡及び合図を定め、その方法により連絡及び合図を行わせること。

なお、作業の内容ごとに作業標準を作成し、その周知徹底をはかるべき教育を実施することにより安全意識の高揚をはかることが必要であろう。